

シン・企業年金レポート

2025年6月30日
団体年金事業部

<谷内教授のシン・企業年金レポート：第15回>

確定拠出年金の年金受給に関する考察

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第15回目では、確定拠出年金（DC）における年金受給のしくみを解説するとともに、DCにおいて年金受給が選択されない要因について考察します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

確定拠出年金の年金受給に関する考察

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- 1 はじめに
- 2 DC の老齢給付金の受給方法
- 3 DC の年金受給形態① 年金商品
- 4 DC の年金受給形態② 分割取崩
- 5 おわりに : DC は給付も「自己責任」

1. はじめに

直近のデータによると¹、確定拠出年金（DC）の新規受給者における年金・一時金の選択割合は、企業型確定拠出年金（企業型 DC）で 93%（年金との併用を含めると 95%）、個人型確定拠出年金（iDeCo）で 88%（同 90%）と、いずれも一時金での受給が太宗を占めている。本稿では、DC における年金受給のしくみを解説するとともに、DC において年金受給が選択されない要因について考察する。

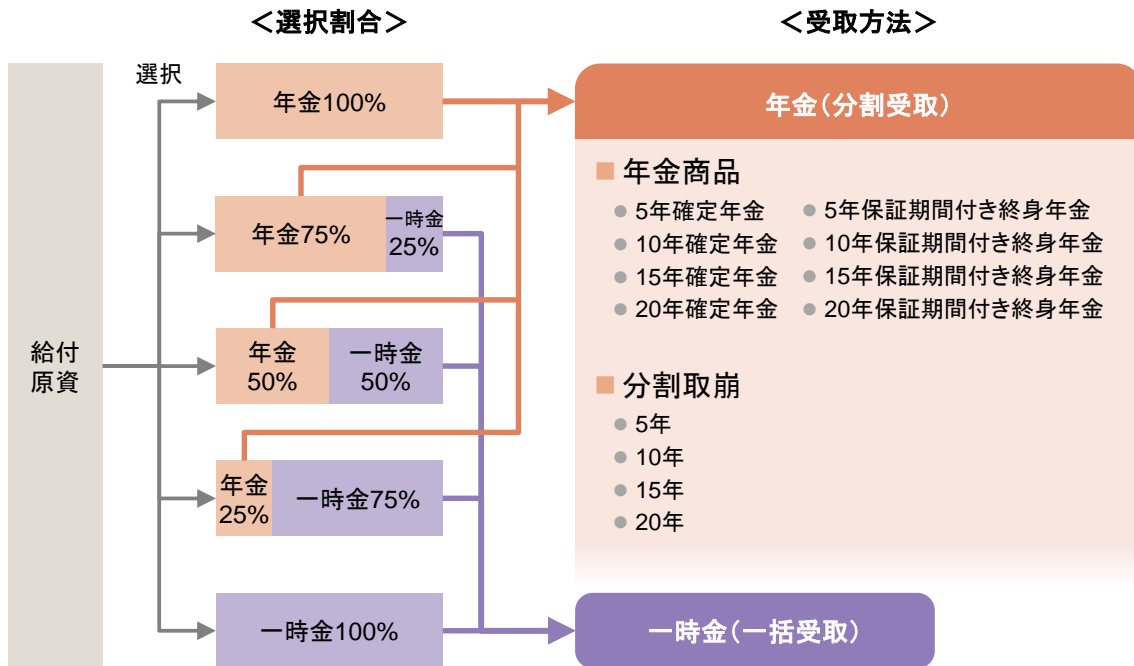
なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. DC の老齢給付金の受給方法

DC の老齢給付金は年金（分割受取）で受け取るのが原則だが、規約の定めにより、その全部または一部を一時金（一括受取）として受け取ることができる。年金受取は複数の受取方法が提示されていればその中から選択できるほか、年金と一時金を併用する場合は両者の選択割合を指定できる。一般的には、給付原資（受給開始直前の個人別管理資産額）における年金・一時金の受給割合を選択し、年金受給を選択した場合はその受取方法を選択する（図表 1）。

¹ 第 26 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2023 年 9 月 26 日開催）資料 1 p. 67
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001144283.pdf>

図表 1 DC の老齢給付金の受取方法の選択肢（例）



※ 選択割合および受取方法の選択肢は、各制度の規約あるいは運営管理機関等により異なる。

DC の年金受給形態は、「年金商品」と「分割取崩」に大きく分かれる。なお、年金受給形態の選択肢は、企業型 DC では規約によって、iDeCo では運営管理機関によってそれぞれ異なる。

3. DC の年金受給形態① 年金商品

(1) 概要

年金商品とは、受給開始時に年金給付専用商品（主に保険商品）を購入し、当該商品から給付を受ける方法である。代表的な年金商品としては、生死にかかわらず一定期間支給する「確定年金」や、保証期間中は生死にかかわらず支給するが保証期間経過後は生存を条件に生涯にわたり支給する「保証期間付き終身年金」などがある（図表 2）。

(2) 特徴および留意点

年金商品は、受給開始時に年金給付専用商品を一時払いで購入する形となるため、受給開始後にマーケットが乱高下しても年金額が変動することはない。その代わりに、受給開始後の運用指図（配分変更・スイッチング）は不可能となる。

図表2 年金商品の主な種類

■ 確定年金

生死にかかわらず一定期間支給



■ 終身年金(保証期間付き)

- 保証期間中は生死にかかわらず支給
- 保証期間経過後は生存を条件に支給



運用商品ラインナップに終身年金商品が含まれているならば、DC でも終身年金を選択することができる。また、終身年金と確定年金の組合せや、受取期間の異なる確定年金の組合せにより受け取ることも可能である。

一方、年金商品による受け取りを選択するためには、そもそも当該商品が運用商品ラインナップに含まれていなければならない。年金商品が含まれていない制度では、後述する「分割取崩」で受給するしか方法は無い。

複数の年金商品がラインナップされている場合、どの年金商品を選択するかの見極めは、「受取期間」および「保証利率」がポイントとなる。受取期間については、①終身年金か確定年金か、②終身年金の保証期間は何年か、③確定年金の受取期間は何年か、は最低限確認しておきたい。

保証利率は、数値は低いよりも高いに越したことはない。ただし、DC の保険商品の保証利率は、「積立期間中」と「年金受給開始後」で異なるのが通例である。現在の保証利率の水準をみると、積立期間中の保証利率は昨今の金利上昇を受けて年1%を超えているが、年金受給開始後の保証利率は年0.05~0.5%程度が主流であり、確定給付企業年金の給付利率（平均で2%台前半）に比べると見劣りする。また、積立期間中の保証利率は金利情勢を踏まえて適宜改定されるのに対し、年金受給開始後の保証利率は受給開始時点の利率が受取期間にわたり適用されるのが通例である。

運営管理機関から60歳間際に送付されてくる請求書類の中には、年金商品で受け取る場合の年金商品購入金額を記載した書類が含まれている。年金商品での受取を検討する際は、きちんと目を通しておく必要がある。

4. DCの年金受給形態② 分割取崩

(1) 概要

分割取崩は、受給開始時に指定した方法で資産を取り崩して年金を受給する方法である。一言で言うと「資産運用しながら取り崩す」方法であり、運用商品ラインナップの如何にかかわらず、全てのDC制度で選択可能である。また、受給開始後も運用指図を行うため、運用結果が好調であれば受取総額は増えるし、運用結果が芳しくなければ受取総額は想定よりも少なくなる可能性がある。

しかし、分割取崩の受給手続きは年金商品よりもややこしい割に情報が少ない。年金規約ですら分割取崩については具体的な記載が無いことが多く、一般の加入者の殆どは、60歳間際になって運営管理機関から送られてくる書類を目にした時点で初めて認識し、様々な選択を迫られることとなる。

(2) 特徴および留意点

分割取崩では、①支給予定期間および年間支給回数、②年金額の算出方法、③運用商品の売却順序を、受給開始時に指定する必要がある。

① 支給予定期間・年間支給回数

支給予定期間は、法令上は5年以上20年以下とされている。1年単位で指定可能な制度もあるが、5年刻み（例：5・10・15・20年）での選択を可能としている制度が主流である。年間支給回数は、1年当たりの支給回数を指定するものである。

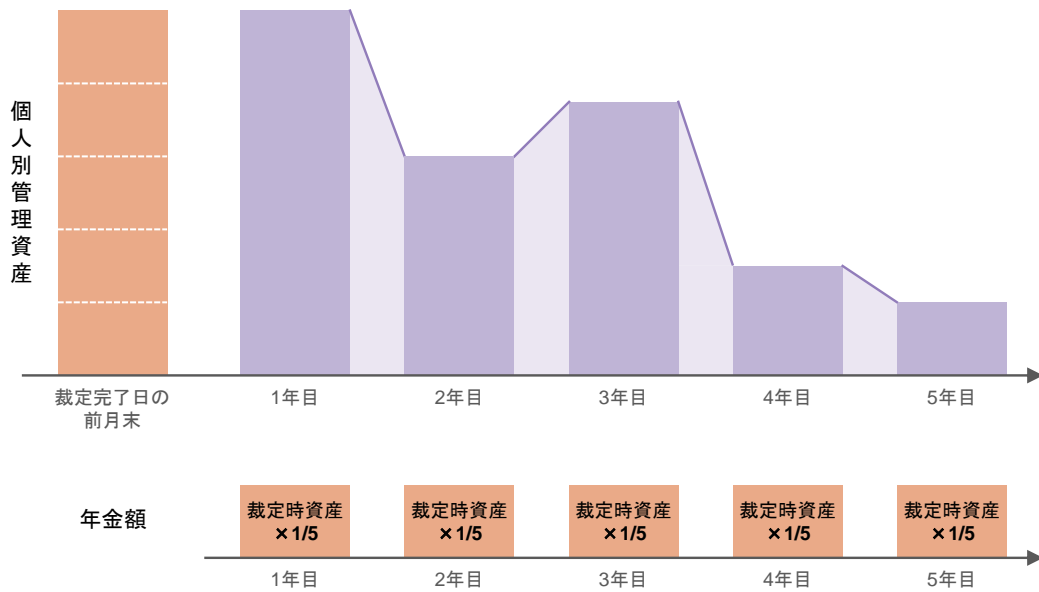
なお、DCでは、給付が支払われる都度400円（消費税別）の給付手数料がかかる。一時金であれば給付手数料の負担は1回で済むが、年金受取では、支給予定期間が長くなるほど、年間支給回数が多くなるほど、給付手数料を負担する回数が増える点に注意が必要である。

② 年金額の算出方法

分割取崩における年金額の算出方法には、①一定の金額を均等に取り崩す「期間均等払い」、②受取額の割合を年度ごとに指定して取り崩す「年度ごと割合指定」、③年金を受け取る残りの月数（回数）で除した額を取り崩す「残存月数（回数）按分方式」の3種類がある。

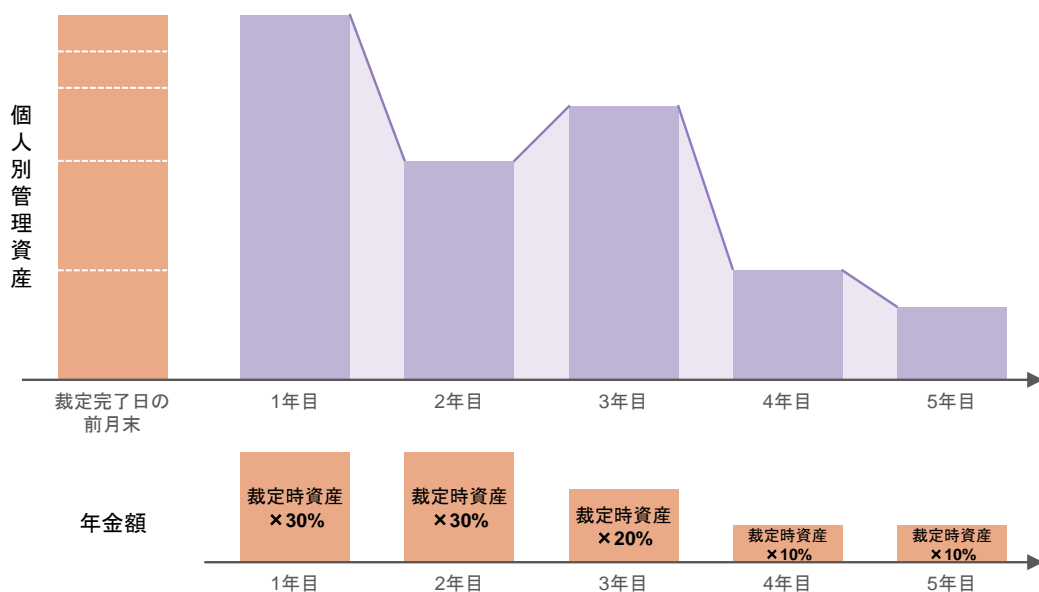
期間均等払いは、受給開始時点（裁定完了日の前月末時点）の個人別管理資産額を、支給期間で除することで年金額を算出する（図表3）。年金受給中も資産運用を行うため、年金資産は運用状況に応じて変動するものの、年金額は当初定めた金額を支給する（運用結果が給付額に及ぼす影響については後述）。

図表3 期間均等払い（支給期間5年・年1回払いの場合）



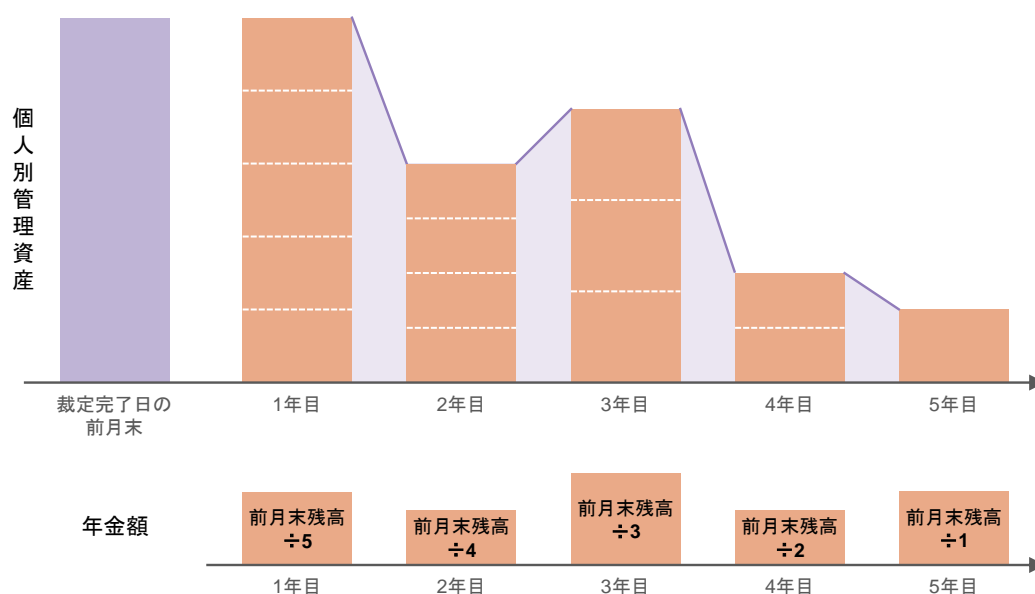
年度ごと割合指定は、期間均等払いとは異なり、受給開始時点の個人別管理資産額を、受給者が指定した割合に応じて年金額を算出する（図表4）。1年当たりの支給割合は、5%以上50%以下（金額ベースでは20分の1以上2分の1以下）の範囲内で指定することができる。この方法も、年金資産は運用状況に応じて変動するにもかかわらず、年金額は当初定めた金額を支給する（運用結果が給付額に及ぼす影響については後述）。

図表4 年度ごと割合指定（支給期間5年・年1回払いの場合）



残存月数（回数）按分方式は、受給開始時点の個人別管理資産額ではなく、各期の支給時点の個人別管理資産額を残存回数で除することで年金額を算出する（図表 5）。例えば支給期間 5 年の場合、1 年目の年金額は 1 年目の支給時点の資産額を 5 で割った金額、2 年目の年金額は 2 年目の支給時点の資産額を 4 で割った金額、3 年目の年金額は 3 年目の支給時点の資産額を 3 で割った金額——というように算出する。この方式は、運用状況に応じて各期の個人別管理資産額が変動すれば、その変動に応じて年金額も増減する。

図表 5 残存月数（回数）按分方式（支給期間 5 年・年 1 回払いの場合）



さて、前述の通り、期間均等払いおよび年度ごと割合指定では、受給開始時点の個人別管理資産額に基づいて年金額を算定するため、受給開始後に運用成績が上下しても年金額は変動しない。受給開始後の運用結果は、運用収益がプラスであれば、最終支給時にそれまでの剰余分が一括で支払われる。一方、運用結果がマイナスならば、最終支給時の年金額が減少（または年金給付が前倒しで終了）することとなる（図表 6 上段）。つまり、これらの方式では、受取中の運用成績がいくら良好であっても、受取期間の終盤になって運用成績が暴落すると、それまでに発生していた運用収益を取り損ねる可能性がある。

一方、残存月数（回数）按分方式では、各支給時点の直前の個人別管理資産の残高に基づいて年金額を都度算定するため、受給開始後の資産運用の好不調を受けて年金額も増減する。そのため、運用結果が不調であっても、年金給付が前倒しで終わることはない（図表 6 下段）。この方式では、受取期間中に発生した運用収益は年金額にその都度反映されるため、発生していた運用収益を取

図表6 資産運用の好不調の影響（支給期間5年・年1回払いの場合）

■ 期間均等払い / 年度ごと割合指定

- 好調時：最終支給回に剰余分を全額支給（支給期間は不変）



- 不調時：最終支給回の年金額が減少（または支給期間満了前に給付終了）



■ 残存月数(回数)按分方式

好不調にかかわらず運用結果によって年金額が変動（支給期間は不変）



り損なうリスクは期間均等払いおよび年度ごと割合指定よりも低いといえる。

最後に、年金額の算出方法の選択肢は、規約あるいは運営管理機関によって異なる。また、記録関連運営管理機関（レコードキーパー）によっては残存月数（回数）按分方式に対応していない機関もあるため、注意が必要である。

③運用商品の売却順序

運用商品の売却順序は、「個人別管理資産額における各運用商品の保有比率に基づき売却する方法」と「運用商品単位で売却順序を指定する方法」がある。企業型 DC では上記のうちいずれかの方法を選択させることが多いが、iDeCo では前者のみを採用している場合が多い。

5. おわりに：DC は給付も「自己責任」

今回は、DC における年金受給のしくみについて解説した。DC は自己責任で資産運用を行う制度だと喧伝されることが多い。しかし、今回解説した給付に係る手続や退職時の資産移換（ポータビリティ）の手続など、DC では資産運用以外のあらゆる面で「自己責任」が求められることはつい忘れられがちである。

DC の給付に係る情報提供は、現状では手薄の一言に尽きる。前述の自己責任のイメージが災いしてか、退職一時金や確定給付企業年金と同等の当事者意識を企業型 DC にも向けている企業は少数派であり、各種手続に係る説明・案内

は運営管理機関のコールセンターに丸投げしているのが実情だ。運営管理機関にしても、収益向上に直ちには結びつかない情報提供の拡充には及び腰だ。

さらに、DC の年金受取に係る請求手続きの煩雑さ（書類の取り寄せが複数回発生する、記載項目が詳細に過ぎる etc）が、新規受給者の相当数を年金受取ではなく一時金での受取に向かわせているのではないかと筆者は推察する。

しかし、DC 制度は創設から間もなく四半世紀を迎えようとしており、多額の個人別管理資産額を保有する加入者が続々と受給者に転じつつある。また、退職給付制度が企業型 DC のみの企業が近年増加しているが、当該企業では、退職一時金や確定給付企業年金を併用している企業とは異なり、限られた選択肢の中で受取方法を検討・模索しなければならない。2024 年 12 月公表の「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」では、iDeCo の受給開始可能年齢の上限引上げについて「現在でも高齢期における手続きが困難であるといった意見や、更に引き上げた場合の実務上の課題を勘案する必要がある²」と言及されたほか、手続きの簡素化についても「iDeCo 関連手続きのオンライン化・デジタル化として、マイナンバーカードを活用することや、国民年金基金連合会が統一的なフォーマットで手続きをオンラインで簡素化できる仕組みの導入を検討すべき³」との意見が付されている。

いずれにしても、DC に限らず私的年金の「給付」に係る情報提供の強化・拡充は今後急務となる可能性が高い。手続きの簡素化といった制度面の改善と同時に、DC アドバイザー、DC プランナー、ファイナンシャル・プランナー（FP）、社会保険労務士などの専門家のアドバイスが果たすべき役割は、今後ますます重要なものになるだろう。

<参考文献>

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024）『社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理』

谷内陽一（2023）『WPP シン・年金受給戦略』中央経済社

谷内陽一（2024a）「公的年金よりも複雑怪奇!? 確定拠出年金（DC）の年金受取」『Kinzaifinancial plan』第 471 号（2024 年 5 月号）、pp. 39-43

谷内陽一（2024b）「私的年金（企業年金・個人年金）の出口戦略」第 23 回 DC アドバイザー大会（2024 年 10 月 6 日開催）第 1 部講演資料

² 社会保障審議会企業年金・個人年金（2024）pp. 5-6

³ 社会保障審議会企業年金・個人年金（2024）p. 12